

議第31号

三島市立幼稚園保育料等徴収条例の一部を改正する条例案

三島市立幼稚園保育料等徴収条例（昭和40年三島市条例第26号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第7条関係）

区分		預かり保育サービス利用料
三島市公立学校管理規則（平成12年三島市教育委員会規則第3号。以下「管理規則」という。）第38条において準用する管理規則第3条第1項に規定する休業日以外の日	午前7時30分から午前8時30分まで	30分までごとに50円
	幼稚園教育要領（学校教育法（昭和22年法律第26号）第25条の規定に基づき幼稚園に関して文部科学大臣が定める事項をいう。）に従って編成された教育課程に基づく教育のための時間が終了した時から午後5時まで	30分までごとに50円（1日につき300円を限度とする。）
	午後5時から午後6時まで	30分までごとに50円
管理規則第38条において準用する管理規則第3条第1項第3号に規定する学年始め休業日、同項第4号に規定する夏季休業日、同項第5号に規定する冬季休業日及び同項第6号に規定する学年末休業日（同項第1号に規定する休日、日曜日及び土曜日を除く。）	午前7時30分から午前8時30分まで	30分までごとに50円
	午前8時30分から午後5時まで	30分までごとに50円（1日につき450円を限度とする。）
	午後5時から午後6時まで	30分までごとに50円

備考 各月の初日において、預かり保育サービスを受ける園児の属する世帯が、生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯又は当該年度（4月から8月までの間に利用する場合にあっては、前年度）の市町村民税が非課税である世帯の場合は、当該月における預かり保育サービス利用料は、無料とする。

附 則

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後に行われる預かり保育サービスに係る預かり保育サービス利用料について適用し、同日前に行われた預かり保育サービスに係る預かり保育サービス利用料については、なお従前の例による。

令和2年2月18日提出

三島市長 豊岡 武士